

消費税法税制改正事項

改正内容

1 3割特例

インボイス発行事業者の登録を受けたことにより免税事業者から課税事業者となった個人事業者に係る令和9年分・令和10年分の消費税の確定申告において納付税額を売上税額の3割とすることができるようになりました。(法人は3割特例の適用ができません。)

2 免税事業者、適格請求書発行事業者以外の事業者からの課税仕入れに係る経過措置

免税事業者などインボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れにつき、その一定割合を控除できる経過措置について、適用期限を2年間延長した上で、以下のとおり控除可能割合が見直されました。

令和5年10月1日～令和8年9月30日までの期間……8割控除

令和8年10月1日～令和10年9月30日までの期間……7割控除

令和10年10月1日～令和12年9月30日までの期間……5割控除

令和12年10月1日～令和13年9月30日までの期間……3割控除

3 公益信託に係る消費税の課税関係

イ 申告単位の独立

公益信託は受託者課税信託となりましたので、公益信託ごとに各公益信託の信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、消費税法の規定を適用することとされました。

ロ 特定収入がある場合の仕入税額控除調整措置の適用

公益信託については、消費税法別表第三に掲げる公益社団法人や公益財団法人と同様、恒常的に特定収入を受け入れることも想定されるため、特定収入がある場合の仕入控除税額の調整措置の対象に位置付けることとされました。